

静岡市こどもクリエイティブタウン仕事・ものづくり体験協力企業募集要項

平成 24 年 3 月 14 日

1 趣旨

次世代を担う創造力をもつ健全な人材の育成と社会・経済の仕組みや地域産業の理解の促進を目的として静岡市が設置する「静岡市こどもクリエイティブタウンま・あ・る」（以下「ま・あ・る」といいます。）が実施するこどもたちを対象とした仕事とものづくりの体験の場の提供にご協力いただける企業・団体等（以下「企業等」といいます。）を募集します。

2 募集対象

ま・あ・るとこの募集要項の趣旨にご賛同いただき、ご協力いただける企業等を募集します。ただし、次の各項目に企業等及び体験内容が該当しないこととします。

- (ア) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (イ) 政治性のあるもの又は公職選挙法に規定する選挙に関係するもの
- (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 宗教性のあるもの
- (オ) 法令等に違反するもの、又はその疑いがあるもの
- (カ) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (キ) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (ク) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めるもの

3 募集する協力内容

概ね次のようなご協力を募集しますので、ご協力いただける内容につきまして登録をお願いします。各項目に当てはまらないようなご提案も大歓迎です。お気軽にお申し出、ご相談ください。

なお、ま・あ・るの主な利用対象者は小学生を想定していますが、一部、中高生を対象とする体験プログラムも予定しております。

(ア) 講座・講演会等の講師派遣

① 派遣していただく講師

ま・あ・るが主催する講座や講演会等につきまして、貴社の役員、社員、社員OB等を講師として派遣してください。できる限り、無償での派遣をお願いいたしますが、講師謝金、交通費、材料費等が必要な場合はご相談ください。

② 講演・指導等の内容

経営者が企業等の成り立ちや思いを語る講演や、貴社が実際に実施している新入社員やパート・アルバイト社員向けの研修を応用した講習会など、できる限り、現実の企業活動が体験できるような内容の指導をお願いします。こども向けの指導内容を作りづらい場合はご相談ください。

(イ) 模擬店舗での指導スタッフ派遣、材料等の提供（商品製作・販売体験等）

① ご協力していただきたいこと

こどもが店員を務めて商品の製作や販売を体験しますので、ま・あ・る内のこどもバザール（※）に模擬店舗を開設し、こどもを指導するスタッフの派遣、商品の提供、店舗を構成する看板・道具等の提供・貸し出しをお願いします。貴社の実店舗に模した店舗を開設することも可能です。

できる限り、無償での派遣・提供をお願いいたしますが、交通費、材料費等が必要な場合はご相談ください。

② 指導内容

貴社が実際に実施している新入社員やパート・アルバイト社員向けの研修を応用した講習会など、できる限り、現実の企業活動が体験できるような内容の指導をお願いします。こども向けの指導内容を作りづらい場合はご相談ください。

※「こどもバザール」とは

こどもたちが運営する模擬店舗で構成される仮想のまちです。こどもバザールでは、こどもたちは職業紹介所で自分が体験したいお店などの仕事を選び、働き、働いた分の給料をま・あ・るだけで使えるタウンマネーで受け取り、こどもバザールで買い物をします。

こどもバザールは、土日と学校団体利用日を中心に、主に3階に開設します。企業等のみなさまには、模擬店舗の一つを受け持っていただき、その運営指導をお願いします。原則として、常設ではなく、必要が生じた都度、ご協力をお願いすることになります。

(ウ) 工作材料の提供

こどもたちの自由な創作活動やこどもバザールの商品づくりなどで使用する工作材料等の提供をお願いします。

工作材料等の提供は無償でお願いいたしますが、運搬費等が必要な場合や貴社まで貰い受けに同う必要がある場合にはご相談ください。

(エ) 販売体験用商品の提供（商品、販促品、試供品など）

こどもバザールの模擬店舗での販売体験に必要な体験用商品の提供をお願いします。

体験用商品の提供は無償でお願いいたしますが、運搬費等が必要な場合や貴社まで貰い受けに同う必要がある場合にはご相談ください。

(オ) 各種企画展・プロジェクト等の共催・協力・協賛

各種の企画展やプロジェクトの共同開催や協力、協賛などにより、スタッフやノウハウ、資金、資機材などの提供をお願いします。

(カ) その他

(ア)～(オ)に限らず、貴社の特性や事情にあった多様なご提案をお願いします。

4 ご協力例

ご協力項目	具体的なご協力内容の例示
講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業経営者による講演会（会社の理念や歴史のほか、経営の苦労やコツなど） ・ 職人、技術者等によるものづくり講座（実際の製品づくりのほか、科学講座や工作教室のようなご提案も歓迎します） ・ 販売担当者、営業担当者による販売体験講座（実際の商品の販売のほか、接客講座のようなご提案も歓迎します） など
商品製作・販売体験の指導スタッフ派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセサリーショップ模擬店舗での商品製作・販売体験 ・ コンビニ模擬店舗での接客、陳列体験 ・ 模擬銀行での窓口業務体験の指導 など
工作材料の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築現場等での端材（木切れ、塩ビ管の切れ端など） ・ 縫製工場等での端切れ ・ プラモデルの部品、ランナー など
販売体験用商品の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製菓メーカーの試供品、試作品 ・ 携帯電話ショップの店頭見本（モック） など
各種企画展・プロジェクト等へ協力・協賛	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「（仮称）郷土の産業展」への出展 ・ 学生と社員の共同によるロボット制作プロジェクト など

5 応募にあたっての注意事項

ご協力の応募にあたっては、次のような点にご注意ください。

- ① 体験プログラムの基本的な企画、PR活動・参加者募集、会場の提供などは指定管理者が行いますが、これらについてもご協力いただける場合はお申し出ください。
- ② 1回当たりの体験時間や年間実施回数等につきましては、ご相談の上、できる限り貴社のご希望に沿うようにいたします。
- ③ 体験プログラムは、指定管理者が登録リストを参考にして企画、実施します。施設運営の都合上、ご協力を登録いただいても実施できないことがありますのでご承知ください。
- ④ 体験プログラム等の際の企業名の表示等の方法については制約がある場合があります。

6 ご協力のメリット

ご協力いただいた企業等には、次のようなメリットがあります。

（ア）地域貢献等

- ① 将来の地域産業を支える人材育成に貢献できます。
- ② 貴社の商品、サービスや企業活動等に対する理解や認知度、企業イメージが向上します。
- ③ こどもと触れ合い、指導する経験を通じて社員のみなさまの資質や意欲が向上します。

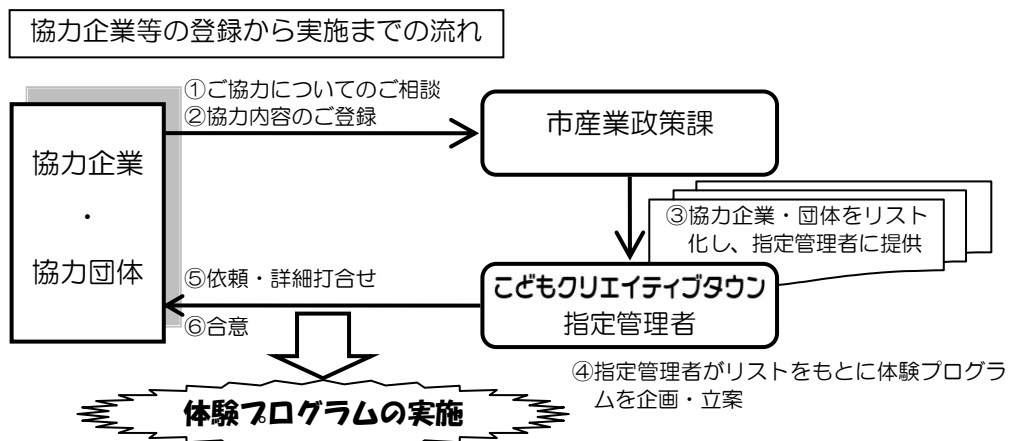
（イ）企業名等の表示

ご協力内容に応じて、企業名等を施設内で掲示、または、各種の印刷物へ掲載いたします。

7 実施手順

- ① ご協力についてのご相談
ご協力には様々な方法があります。まず、お気軽にご相談ください。
- ② 協力内容の登録
ご協力いただける内容を、本要項の手続きにより市産業政策課に提出してください。
- ③ 協力企業・団体等のリスト化
市産業政策課は、登録のあった協力内容をデータベース化し、指定管理者に提供します。
- ④ 体験プログラム等の立案
指定管理者は、登録のあった協力内容を参考にして体験プログラムを企画・立案します。
- ⑤ 協力依頼・打合せ
前項で立案した体験プログラムについて、登録済みの協力企業等に協力を依頼します。実施日時や内容、条件等は、体験プログラムの内容に合わせてご相談させていただきます。
- ⑥ 合意・実施
協力企業と指定管理者の間で役割分担を決めた上で体験プログラムを実施します。

※平日に実施する体験プログラムは、学校の授業の一環として実施する場合があります。詳細は、学校団体の体験プログラムをまとめた「こどもクリエイティブタウン利用プログラム」をご覧ください。



8 ご協力の受け付け

- (ア) 提出書類 登録票（様式1（必須）、様式2～6（選択））、会社の概要がわかる資料等
- (イ) 受付期間 特に期限は設けませんが、早めにご提出くださると開館当初の事業に間に合わせる事ができますのでご協力をお願いします。
- (ウ) 提出先 静岡市経済局商工部産業政策課
静岡市清水区旭町6-8 静岡市役所清水庁舎5階
TEL 054-354-2185 FAX 054-354-2132
E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp
- (エ) 情報公開 登録された内容は、一般には公開しません。